

宋朝階級結構

柳田節子

王曾瑜氏は中國史上、春秋戰國期を一大變革期とされ、秦漢以降、明清までを、租佃制を基本とする、同一の歴史的性格の時代と見做される。日本に特徴的な唐宋變革期論は、その中の小變革期として、相對的に位置づけられることになる。中國における主流的時代區分論と言えよう。本書は、その宋代に焦點を合わせて、階級構造を總合的に考察された大著である。内容はきわめて多岐にわたり、逐一紹介することは出来ないが、私たちの研究とも關わりが深いと思われる問題を中心に、簡単な紹介と若干の感想を述べるに止どめざるを得ない。

全體は四編から成る。先ず、第一編第一章において、唐宋間における階級狀況を概観される。秦漢期の農業經營は「奴隸制と雇傭制」であったが、同時に並行して存在する租佃制に注目する。以後、宋明清にわたり租佃制が主導的地位を占めるようになり、雇傭制がかなりの比重でこれを輔けたと言われ、秦漢から明清に至る時代の基本的構造を示される。宋代は地主と農民を基本的階級とする租佃制農業社會である。一方に、地主階級を基盤とする官戸形勢戸身分が成立し、他方、戸籍上、主・客戸の分類が確定し、佃農が國家の戸籍に登録されて、農民階級においても、客戸（下戸）身分が確立した。第二章「宋朝の戸口分類制度」では、官戸と民戸・鄉村

戸と坊郭戸・主戸と客戸・上戸と下戸等は、いずれも戸口分類上の法定戸名であり、當該社會の階級構成の反映であると考えられ、これらの法定戸名の分析を通して、宋代の階級構成を構築するという方法を示される。

第二編「宋朝の農民階級」は、鄉村の下戸と客戸の問題で、八章から成る。第一章は「鄉村客戸の階級狀況」で、客戸とは法定戸名で、基本的に佃農である。下戸中にも少なからざる佃農が含まれているし、客戸中にも非佃農が含まれていて、佃農がすべて客戸とは限らないが、その大部分は佃農であり、佃農の代名詞であると考え、客戸の經濟的地位と階級狀況の検討を通して、佃農の實態を明らかにされる。浮客・分田客・旁戸・傭客・佃客・佃戸・佃丁・火客・地客・佃僕・莊奴等、四十一種にわたるさまざまな呼稱を列挙し、各用語毎に出典を示され、これらはすべて佃農である。佃農にこのように多様な名稱があることは、當時の租佃制の普及發達を示すものである。奴僕必ずしも奴隸ではないし、召募必ずしも雇傭ではない。奴主關係とあつても、佃農と地主との關係であつて奴隸と主人との關係ではない。佃僕・莊僕等を佃農中の人身的隸屬關係の強い階層と言う學者もいるが根據に乏しく、佃僕が他の佃農より身分的に低いわけではない。名稱によっては區別出來ず、四十一種の呼稱は、すべて佃農に歸結する。鄉村の主體的構成である客戸以外に、僮客||雇農・無業游民の浮客・詭名挾佃の客等、客戸籍に付けられている非主體的構成の戸も擧げられ、客戸の複雑性を指摘されている。

第二章は「鄉村下戸の階級狀況」である。下戸は法定戸名であり、その中の自耕農・半自耕農は、零細な小土地所有の貧窮農家

で、特に、後者は民田・官田を租佃し、下戸とは言っても經濟的地位は客戶と變わらず、大部分は上昇困難であつた。下戸の中には、大量の無田の佃農も含まれ、客戶と共に、宋朝の基本的農民階級を構成していたとされ、自耕農は下戸中の二次的存在として位置づけられる。第三章は「戸口統計上における鄉村の下戸・客戶の比率」で、總戸數中、貧窮の自耕農・半自耕農・佃農合わせて、四分の三乃至十分の九を占める。この比率は、宋代の階級構成の實態を反映しているとされ、下戸階級・客戶階級として、そのまま階級として扱われる。第四章は「鄉村の雇傭制」。雇傭制は秦漢以來、前近代を通して存続し、その間に質的變化はなく、租佃制の補充的・附屬的存在であつたが、宋は唐に比べると、一段と普通化したとして、一、被雇者、二、雇主、三、雇傭制下の身分差別、四、勞働力市場と雇直の四項目を立てる。大土地經營における「僮奴數百指」・「家蓄千指客」などは何れも雇農であり、雇農とは佃農である。僮客の類は、下戸や租佃の客戶と共に、社會生活の底邊にあるが、雇主との間の身分差別や依附關係には強弱があつて、一概には論じられない。第五章「農民と商品經濟」では、先ず、宋代は基本的には自然經濟下、自給自足が主で、鄉村市場は物々交換の段階にあり、商業はなお補充的位置にあつたが、貧窮農民層は再生産維持、或いは官府の賦稅要求のため、不可避的に市場交換に關わらざるを得ず、それが農村の自然經濟構造の崩壞につながつたとの見通しを立てられている。

第六章「農民と地主」。宋代は租佃制の社會であり、基本的階級關係は、客戶・下戸と、上戸・官戸との關係であることを確認の上、四節に分けて分析、史料を以て語らしめるの感がある。第一節 地

租では、中國においては、西歐的な典型的勞役地租は見られず、實物地租については、官・民田を通して、定額租と分益租に分けて考察される。貨幣地租については、全國十三の路・府について、官田を中心に検討、一定の普及はみられるが、地租總額中に占める比率は大きくはなく、商品經濟の發展に裏付けられてもいない。増租・減租等は統治者の原理によつて動いていて、結局は、官府は富戸を擁護し、農民は私租・私債に苦しめられた。第二節 高利貸では、政府は高利貸に對し、利息制限など一定の抑制策もとつてはいるが、現實には空文化、富戸のために私債の取立てにも關與した。小農經濟の脆弱性が高利貸の土壤であり、再生産まで剝奪されたと、富戸の搾取をたたみかけるように示される。第三節 土地兼併は、言うまでもなく、あの手この手の豪民の土地侵占や、官府の官田取得手段を擧げ、租佃制社會に本質的な痼疾と言われる。第四節 主客の身分差別と依附關係については、兩者は密接な關係下にはあるが、概念も範疇も同じではない。身分差別には、租佃關係外と租佃關係内があり、依附關係には、經濟強制と經濟外強制によるものがあり、これ等の總和が、主・客、すなわち主・佃間の不平等を構成する。そして、第一に、宋代に佃客が原則として、國家の戸籍に編入され、編戸の齊民となつたと言ふことは、租佃關係外の場における身分の上昇を示す。しかし、租佃關係内、つまり地主と佃農との關係においては、宋朝は兩者間の法定身分差別を模索し、刑法上、主・佃の身分差別擴大も見られる。第二に、主・客間の依附關係は、高利貸や租佃契約等における、經濟および經濟外強制による。第三に、宋代には土地所有權が頻繁に移動したため、強固な依附關係を維持することはなかつたことを擧げ、部分的、地域的に身

分差別の擴大や依附關係の強化も見られたが、全體的には弱化的の傾向にあったというのが、王氏の見解らしい。第七章「農民と國家」では、下戸・客戸に對する兩稅・丁稅・夫役・兵役等國家の賦課を詳細に述べ、かかる重い諸賦課が、下戸・客戸の生存と再生産を剝奪した。第八章「農民の生活狀況」は、宋代社會の基礎である農民たちが、困窮の中でこの時代の物質的基礎を築き、農閑期には、子供たちを冬學や村書に通わせて、識字教育を施したことも目記りする。

第三編は「宋朝の地主階級」についてである。氏獨自の分類方法として、皇室・官戸・吏戸・郷村上戸・僧道戸・幹人の六章に分かれる。「皇室」は官戸とは違ふとして第一章にたて、第二章「官戸」では、官戸の範圍・入仕の道・官員數・冗官・待闕・稅役上の特權・禁約等、官僚制全般に涉る制度面が詳しく述べられ、最後に、その寄生性と腐敗を強調、宋代經濟社會發展の阻害要因の一つになったと言われる。第三章「吏戸」では、富有吏戸は形勢戸に組み込まれて、地主階級權力の一部を占めるので、地主階級として一章を立てたと説明され、吏戸身分や社會的地位等、胥吏制度を概述する。第四章「郷村上戸」とは上三等戸のことで、下戸と同様、法定戸名である。上戸の財産の中心は土地で租佃制・雇傭制によって經營され、國家との關係では、官府と地方上戸豪強との間には、排斥と結託の矛盾する両面があったことを指摘する。第五章では、僧道戸中の地主は、上戸とは同じでない面があるとして、一章を立て、寺觀と僧道の數額、寺觀の田産その他の運営、國家との關係について述べる。稅役負擔や度牒・紫衣紫號にも及び、地主階級の中でも特殊な、社會の寄生的階層に位置づける。第六章「幹人」は、

名義上は官貴の家の從僕であり、地主に對しては奴僕で、兩者間には主僕の分があるが、農民に對しては地主、或いは、その代理人で、北・南宋を通じて一つの普遍的階層であり、事實上、地主階級の一つの構成要素であると、王氏獨自の分類の理論を示される。戸口分類上、幹人が主・客戸何れの籍に附けられていたかは、よく分からぬといふが、財産を所有して主戸籍に入られた例を二、三擧げられている。

第四編は「宋朝の非主體階級」についてである。坊郭戸とは商工業者を主體とする戸口分類上の一種の戸名であり、複雑な階級要素を包括する。第一章では「坊郭戸の階級構成」を上戸と下戸に分けて概観する。坊郭上戸とは、一、官戸・吏戸・地主・幹人、二、房主、三、商人、四、貸主、五、手工業、六、攬戸の六種、職業別に分類する。坊郭下戸は、一、小商販、二、工匠、三、人力・女使の三者に分類する。坊郭戸は流動的であるが、下戸が大多數を占め、貧富の格差が大きかった。第二章は「商人」で、大商人・中等商人・小商販と、商人の性質と作用の四節から成る。大商人は支配階級ではあるが、未だ獨立した政治勢力を形成し得ず、租佃制農業社會の附屬的存在であった。小商販は被統治階級で大中商人の搾取下におかれた。第三章は「手工業者」で、官營手工業の生産者と私營手工業者の二節に分ける。前者において、軍・民匠が原則的に雇傭制であったことを特に重視する。これは、民間私營手工業で廣く行なわれていた雇傭制を移植したもので、前代まで官營手工業で、廣く「奴隸制と差役制」を採用していたのに比べ、歴史的進歩であるとし、次代への過渡的段階に位置づけられる。土地賣買の盛行、貨幣地代の出現など、租佃制農業社會を崩壊せしめる要素は長期的に

存在したが、これを解體に導く鍵は、商工業における雇傭制にあると推定される。單純な比較はつしむべきである、西歐社會との相異を強調されながらも、以上の如き雇傭制に、西歐近代工業社會の雇傭制に通じる所もあると考えられている。第四章は「國家と坊郭戸及び商工業者」である。商稅・科配・兇行錢・賈朴・禁權・市易等を検討し、政府は彼等に對し、掠奪・壓迫と利用・援助の両面があり複雑であるが、その壓制は、當該社會の進歩にとって、負の作用を果たした。

第五章「奴婢と人力・女使」、これも雇傭制の觀點からの考察である。宋朝の僮・僕・奴・婢等の名稱は、實質的には何ら相異はなく、私人の奴婢は何れも雇傭によるもので、主人との間に雇傭契約が結ばれる。秦漢以降、奴隸制が漸次、雇傭制へと展開し、宋代はその重要な轉換期である。法定戸名として、唐代の奴婢に代わって人力・女使が現われたのは、社會の進歩が法文に現われたもので、古代奴婢から近代雇工への仲介的段階にあると考えられる。

最後に、少數民族と地域差の問題に言及出来なかつたと言われ、秦漢から明清に至る時代は、春秋戰國期のような激烈な變動は見られなかつたが、第一に、農民の地主に對する隸屬關係が弛緩して身分差別が縮小し、第二に、雇傭制が漸次發展したことをあげる。金・元治下北方において一時的に逆行が見られるなど、曲折を経ながら緩やかな發展を遂げて行ったが、西方列強の強烈な衝撃を受けて春秋戰國以來の大變動期を迎えた、と締め括られている。

直接には宋代の階級構成の分析を意圖されながら、全中國史の發展を見通された、極めてスケールの大きな研究であり、龐大な史料を檢索され、立論の一つ一つに詳細に史料を明示されて、すぐれて

實證的な研究である。眞向から階級問題に取り組まれた研究姿勢に、私は感銘を覺えた。矛盾する史料も隠すことなく提示され、宋代社會の複雑性を強調される。地主佃戸關係・主客戸制・雇傭制・戸等制から官僚制その他、本著で取り上げられている諸問題は、私たちにも、長期にわたる研究の積みかさね、論争がある。王氏の視點や分析の方法などに、極めて多くの御教示と啓發をいただいたことを感謝しつつ、以下、若干の感想を述べて、責めをふさがせていただくことにしたい。

先ず、第一に、氏は、宋代は、地主・佃農を基本的階級關係とする租佃制社會であることを繰返し強調されている。本書の中心は、第二章「農民階級」と、第三章「地主階級」であろう。前者は客戸・下戸、後者は皇室・官戸・吏戸・上戸・僧道戸・幹人に分ける。これらの戸は何れも戸口分類制度に基づく法定戸名であり、當該社會の階級構成を反映していると考えられて、これらの法定戸名を階級分析の軸に据えられ、各戸名毎に考察を進められたが、法定戸名とは何か、と言うことである。宋代の戸籍は、言うまでもなく、主戸と客戸に分けられ、主戸は五等に等級附けられたが、戸籍上、上戸籍・下戸籍があるわけではない。自耕農は勿論、半自耕農も主戸であり、氏が強調される「産去りて稅存す」戸も主戸籍であつて、これらの戸は下戸ではあるが、法制的な下戸籍があるわけではない。上戸もまた同じで、法制的な上戸籍はない。また、王氏は、これら官戸・上戸以下、法定戸名とされる諸々の戸を、同時に身分と解される。佃農階級は客戸身分、時には下戸身分であり、官戸・上戸・吏戸等も、階級であると同時に身分でもあるとされる。「秦漢より以降、人戸の法定身分と、其の實際の經濟地位は一致しな

い」(一九〇頁)とも言われてはいるが、經濟的概念である階級と、法制的政治的概念である身分は一致すると考えていられるかのように受け取れる。士・庶は身分であろうが、上戸・下戸は身分とは言えないのではないか。ついでに加えさせていただと、地主階級の中に、吏戸・幹人を含めていられることである。王氏の意圖は分かぬではない。兩者ともに、地主と深く関わっていることは言うまでもないが、胥吏は行政支配の末端につながり、幹人は地主の土地財産の管理人である。幹僕とも言われて地位は低く、地主に寄生して、地主階級とするのには疑問が残る。

第二の問題として、氏は、秦漢期については、奴隸制と言う語を用いられているが、以後の租佃制社會については、封建とか、農奴とか言う語は一切使われていない。西歐社會との違いを、強く意識されていることと思う。氏は、第二編 第六章で地租について、宋朝の基本的な農業經營方式は、官戸・上戸が下戸・客戸の出租田地から、地租を收取することであるとされ、勞役・實物・貨幣の三地租に分けて、詳細に論じられている。これは、明らかに、西歐における領主の農奴に對する封建地代として、勞働・生産物・貨幣地代を下敷きしているのであろう。王氏は、中國における大土地經營方式を、奴隸制・租佃制・雇傭制の三種に分け、奴隸制が漸次淘汰されて、宋代には租佃制が主導的地位を占めるに至り、雇傭制はなお、租佃制にとって代わるに至ってはいないとみられている(一〇六頁)。雇傭制とは、近代工業社會への方向を示すものと位置づけられている。これは、王氏の考えられる、中國史における歴史的發展段階を示しているを受け取って差し支えないであろう。とすれば、中國史において、何を以て奴隸制とされるのか、西歐古代と同

じ勞働奴隸制を想定されているのかどうか。勞役・實物・貨幣の三地租を收取する租佃制を、封建制や農奴制との關係において、どのように考えられているのか、分からないわけではないが、敢えてお聞きしたい。

第三の問題点として、氏は、各章において、農民と國家・上戸と國家・坊郭戸及び商工業者と國家等、農民階級・地主階級等と國家との關係を論じられているが、國家は氏が基本的階級關係とされる租佃制とどのように関わっているのであろうか。租佃制社會における國家の位置づけである。と言うのは日本では、戦後、唐宋變革期の歴史的性格規定に關して、一圓的集中的所有か、零細分散所有か、或いは隸屬民か自由民かなど、大土地所有形態や佃戸制をめぐって論争が行なわれた。しかし、兩者の關係の追究のみによつては、宋以後強大化した專制權力の存在を説明出来ないと言つ批判が強まり、專制權力の基盤は何かが問われてきた。中國史研究會の方々は、全中國史を通して、國家對小經營農民を基本的階級關係とされた。島居一康氏は、宋代について、稅役徵收によつて結ばれる宋王朝と主戸との關係を、基本的階級關係とされ、國家農奴制説となえられ、地主・佃戸關係を二次的關係とされた。王氏はかかる研究をどのように受けとめられるのであろうか。

最後に史料的問題について二三觸れておきたい。佃戸制の發達していた江南デルタ地域に、戸口統計上、何故客戸の比率が低いのか、佃戸は客戸籍に入っていたか否か、客戸と佃戸かどうかなど、私たちが論争を重ねてきた。王氏は四十一種に及ぶ數々の佃農の呼稱の第一に、浮客をあげ、浮客とは「蓬轉萍流」の末、租佃關係の中に組み込まれて行つた佃農である。その一例として「產租を出し

て僑居する浮客」をあげ、他人の爲に「營田作力」する戸で、佃農化し、客戸に通じると解釋された(三〇頁)。これは、宋代地主制に關する代表的史料の一つとして、私たちもしばしば取り上げてきた史料である。

今、率ね一戸の田百頃に及ぶものあり。客數十家を養う。其の間、主の牛を用いて己れの力を出し、己れの牛を用いて主の田に事え、以て利を分かつ者は十餘戸に過ぎず。其の餘は皆な産租を出して僑居する者なり。浮客と曰う。(歐陽文忠公集)卷五九原弊)

とあつて、百頃に及ぶ大土地經營の下、無牛・有牛分利の戸は十餘戸に過ぎず、残りの大部分は僑居の浮客である。王氏は、無牛・有牛の客も、浮客も、すべて客戸に佃農と解されるのであろうが、浮客の出す産租とは何か。草野靖氏はこれを兩税として、浮客を土地を所有する客戸と規定し、周藤吉之氏はこれを批判した。筆者はこの浮客は地主との關係において、十餘戸の分利の者より、より劣惡な條件下にあつたのではないかと考えた。王氏も讀んでいられる高橋芳郎氏も、地主の物質的干與なしには再生産不可能の戸とされるなど、さまざまな解釋がある。陳樂素氏や朱瑞熙氏も客戸の地主に對する依附關係の強弱、佃農内における格差を考察している(三〇頁註①)。この史料から、浮客だけを抜き出すのではなく、この大土地經營における無牛・有牛の分利の客、浮客を含めて、直接生産者たちの、或いは地主との關係の違いも讀み取るべきではないだろうか。恐らく荆湖北路峽州の大土地經營の狀況を傳える史料と思われ、地域差も考慮に入れる必要があろう。

佃農の第三にあげている「分田の客」も、地主に對する「分田租

佃の意」で、客戸に通じると言われるが、これも、佃戸の移轉の自由にかかわる史料として、さまざまに解釋されて來た。

江淮・兩浙・荆湖・福建・廣南の州軍、舊條、私下分田の客、非時起移するを得ず。如し、主人發遣するに、憑由を給與すれば、方に別任を許すも、多く主人に折動せられ、起移を放さず。今後より、客戸の起移は、更に主人の憑由を取らず、每田收田畢るの日を須ちて、去任を商量し、各々穩便を取れ。(宋會要)食貨一—二四 農田雜錄 天聖五年十一月詔)

と云うのである。私は「別任」とか「去任」とあることから、地主の家に同居する家内奴隸ではないかと解し、高橋芳郎氏も「地主に對する債務關係を清算することなしに、自由に移轉出來なかつた」と言われている。この詔が何故、四川や河北を對象外にしているのか、地域差の視點が求められよう。王氏は地客についても、「主僕の分あり」と言うが、宋代の僕は廣義に用いられ、佃客・客戸と區別されていない。一部の學者は、地客の社會的地位は佃客より低いと言うが、字義上も事實上も兩者に區別はないとされる。これもまた、私たちにも馴染みの深い史料によっている。

次に江南の富戸を見るに、止だ田土に靠る。因りて田土を買えば、方に地客有り。謂わゆる地客は即ち良民に係る。主家の科派、其の害、官司の差發より甚だし。若し地客に男生まるれば、便ち、奴役に供し、若し、女子有れば、便ち、婢使と爲し、或いは妻妾と爲す。(元典章)卷五七禁典雇、至元十九年十二月、山南湖北道按察司の申)

本路管下の民戸、輒ち敢て佃客を將つて、其の口數を計りて立契し、或いは典し、或いは賣す。年分を立てず。甌口を買賣す

ると異なる無し。聞々、略、公法を畏れる者有らば、些少の田
地を將つて、佃戸に夾帶して典賣す。是れを隨田佃客と稱す。

(同上、峽州路判官の呈)

王氏は、先ず、江南の地客と峽州路の佃客に、何ら身分的差異を見
出すことは出来ないと言われるが、ここに言う江南とは、恐らく山
南湖北道内の江の南の地域のこと、峽州路は湖北で、あまり離れ
てはいない。この地客の男女は、生まれながらにして奴役・婢使と
され、地客は主家との間に、奴隸にも近い隸屬關係にある。峽州路
の佃客も、年限なしに、口數で賣買され、奴隸と異ならなかった。
この「隨田佃客」についても數多くの解釋がなされて來た。「歐陽
文忠公集」の百頃の大地經營と同じ地域と思われる。同じく客戶
と言っても、これら佃客・地客等の佃農は、江南デルタ地帯の零細
分散小作の佃戸とは同じではないであらうし、これらをすべて佃農
に一本化してしまうには躊躇せざるを得ない。牛客・旁戶・僮客・
火佃・佃僕等その他、王氏がすべて佃農ひとつに絞り込まれている
四十一種の佃農を、逐一検討したいが、割愛せざるを得ない。

奴婢、人力・女使もまた、私たちが關心をもってきたテーマであ
る。王氏はこれも雇傭範疇で捉え、古代奴婢から近代雇工への仲介
的段階に位置づけられる。例えば「嶺南の民、良人を買ひ、黥面し
て奴婢と爲し、傭雇して直を取るを禁ず」を、「掠賣」ではあるに
しても、傭雇の性格をもっていると解され(五〇〇頁)、「湖南の
人戸、客人鹽錢を缺負する有り。貧にして以て償う無き者、男女を
以て奴婢に折充するに至る」も、單純に文字上からだけ見れば、前
代の債務奴隸に差異はないかの如くであるが、事實上は、この類い
もまた雇傭に屬し、宋朝の奴婢傭雇の一部分である、と言われる

(五〇三頁)。しかし、「良人が黥面」され、「良人の子を掠して
售した」奴婢、鹽錢缺負のかたに折充された奴婢等は、贖すること
なしには、奴婢から脱することは出来ないのである。「雇妻女子」
とか、「男女を没入して奴婢と爲す」など、宋代の雇傭にかかわる
奴婢とは、むしろ人身賣買で奴隸に近く、そのまま、近代の雇工へ
つなぎ得るのであるうか。

坊郭戸とは、非主體階級で商工業者を主體とする複雑な階級構成
であるが、坊郭に居住する上戸として、官戸・吏戸・地主・幹人が
再び取り上げられている。これらの戸は、第三編では、地主階級に
組み込まれて主體階級であったが、坊郭戸では、非主體階級として
扱われる。ここで視野に入れておきたいのは、王氏が主體階級とさ
れる鄉村の地主・下戸・客戶等が、その農業經營において、それぞ
れのかかわり方で、深く商業・商販に關わっていたのである。都市
居住の官戸や地主・大商人たちを農村と切り離して、非主體階級と
してしまうことが出来るのであるうか。

本書に取り上げられている諸問題は、殆ど私たちに共通し、ま
た、引用されている史料も馴染みの深いものが極めて多い。しか
し、發想の起點、研究へのアプローチの仕方や、方法などに彼此の
違いを感じることもまた否定出来ない。結局は史料解釋に歸結する
のであるうが、私は本書を読み進みながら、しばしば、王氏と膝を
つき合わせて、語り合ってみたいという思いにかられた。最近、頻
りに開催される國際會議においても、史料解釋にまでふみ込んだ討
論が期待される。一九八四年、北京の歴史研究所をお訪ねした時、
文革による十年間の研究の空白を痛恨していられた、眞摯なお姿が
忘れられない。現在は、宋代史研究の第一人者として活躍されてい

る。その後、如何に史料に沈潜され、独自の理論を磨かれてきたか、本書を通してひしひしと傳わってくる。まことに讀み應えがあり、この上もなく刺激的であった。一九五〇～六〇年代、階級論と言えば、もっぱら農民起義でもちきりであったが、本書の階級構造論において、農民戦争が全く取上げられていないのも、近年の研究状況を知る上で興味深い。言及すべくして出来なかつた問題はあまりにも多く、數々の誤解と失禮を重ねているであろうことに忸怩たる思いである。忌憚のないご批判をお願いする。なお、最後に、張邦煒氏の周到な書評が『宋史研究通訊』一九九七―一に掲載されていることを記して筆を擱く。

一九九六年八月 河北教育出版社

A5判 五二六頁

陳學霖著

劉伯溫與哪吒城——北京建城的傳說

金 文 京

本書は、明の永樂年間の北京城建設に際して、明初の名臣、劉伯溫こと劉基が哪吒太子の神助を得て、三頭六臂（または八臂）のその姿に似せて設計を行ったという、著名な民間傳説についての総合的な研究である。この傳説は、金受申『北京的傳説』（通俗文藝出版社 一九五八 北京、和譯は東洋文庫『北京の傳説』平凡社 一九七六）などによってあまねく知られ、またその起源が、實は元初の大都建設にあることも、すでに愛宕松男、陳高華兩氏によって指摘されている。しかしこの興味深い傳説についての專著は、おそらく本書をもって嚆矢とするであろう。

著者の陳學霖氏は、現在、香港中文大學歴史系の主任教授、長年アメリカ、ニュージールランドに滞在し、その間『明代名人傳』*Dictionary of Ming Biography*（ロビンビア大學出版社、一九七六）の主要執筆者、『ケンブリッジ中國史』*The Cambridge History of China*の明代史部分の分擔著者となり、ワシントン大學、オックスランド大學などの教授を歴任した國際的に著名な歴史學者である。とりわけ著者が一九六五年、プリンストン大學に提出した博士論文は、*Liu Chi: The Dual Image of a Chinese Imperial Adviser*（劉基：一個中國皇帝的謀士的雙重形象）であった。このテーマの研究にとっては、まさにこの上ない適任者であったと言えよう。